

役員報酬規程

(目的)

第一条 この規定は、社会福祉法人 春育会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、常勤役員である理事・監事及び評議員の報酬の支給について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第二条 本規定における役員報酬とは、役員に対し、役員としての業務の対価として支給するものをいう。

(決定機関)

第三条 役員報酬は評議員会の決議で定める。

(報酬の種類及び金額)

第四条 役員は原則として無報酬とする。

附則

この規定は平成29年4月1日より施行する。